（療養介護計画の作成等）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10　（略）

（運営規程）

第六十七条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第七十二条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十　（略）

（勤務体制の確保等）

第六十八条　（略）

2・3　（略）

4　指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第七十条　（略）

2　（略）

3　指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第七十一条　（略）

2　指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（療養介護計画の作成等）

第五十八条　（略）

2～4　（略）

5　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10　（略）

（運営規程）

第六十七条　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第七十二条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十　（略）

（勤務体制の確保等）

第六十八条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（非常災害対策）

第七十条　（略）

2　指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（新設）

（衛生管理等）

第七十一条　（略）

2　指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）